

## 令和8年『花見山チャレンジショップ』出品者募集要項

1. 開設の概要	<p>①名 称 花見山チャレンジショップ</p> <p>②場 所 花見山物産ひろば（福島市渡利字五反田地内）</p> <p>③開設期間 <u>令和8年4月4日(土)・5日(日)・11日(土)・12日(日)【4日間】</u></p> <p>④営業時間 9:30～16:00</p> <p>⑤販売方法 <u>委託販売方式</u>とし、主催者が上記場所での販売業務を行う。</p> <p>⑥主 催 花見山観光振興協議会（以下、「協議会」という。）</p>
2. 開設の目的	<p>①<u>「花見山」をモチーフにした新商品</u>（菓子類・飲料・加工食品等）を開発し、花見山をイメージできる新たな名物（物産品）を生み出すこと。</p> <p>②開発した新商品を花見山物産ひろばにおいて販売し、花見山のイメージアップを図ること。また、将来的には広く流通しての販売を目指し、花見山の認知度向上、ひいては本市の観光誘客に繋げること。</p> <p>③花見山来訪者の満足度向上や、市内消費額の増加を図ること。</p>
3. 出品者の要件	<p>①開設の目的に賛同・協力できる者であること。</p> <p>②福島市に事業所を有する法人、団体または個人であること。</p> <p>③保健所、税務署等の許可または届出を必要とする業種にあっては、当該機関から許可を受けた者であること。</p> <p>④本要項及び別紙「出品希望申出書」に定める事項を遵守できる者であること。</p>
4. 商品の要件	<p>①<u>「花見山」をモチーフにした新商品</u>（菓子類・飲料・加工食品等）で、その外観やパッケージ、味わいなどの諸要素から花見山をイメージでき、将来的に本市の新たな名物（物産品）としての定着が期待できるもの。</p> <p>なお、<u>『令和7年花見山チャレンジショップ』に出品した商品</u>については、<u>要件を満たすものとし、同一内容での出品を可とする</u>。</p> <p>②福島市保健所が認める仮設店舗で提供できるもの。ただし、<u>常温保存が可能な商品に限る</u>。また、<u>現地での調理行為が伴う商品は一切不可とする</u>。</p> <p>③お客様からの新商品についての関心に対応できるよう、<u>簡易なチラシ類（A4用紙サイズ）を用意できること</u>。</p>
5. 販売方法	<p>①花見山物産ひろば内に販売ブース（※簡易テントを予定）を設置し、<u>委託販売方式</u>により協議会が販売業務を行う。</p> <p>②協議会側で販売員を常時1名以上配置する。なお、出品者による販売員の配置は任意とする。</p> <p>③販売日時終了後の商品残余分の取り扱いについては、協議会と各出品者との間で個別に協議し決定する。</p>
6. 商品の納品	<p>①商品の納品は、販売日に応じ下記のとおり行うものとする。</p> <p><b>【納品先】福島市役所6階 観光交流推進室（住所：福島市五老内町3番1号）</b></p> <p><b>【納品日時】</b></p> <p><b>&lt;4/ 4(土)・4/ 5(日)販売分&gt; 4/ 3(金) 9:00～16:00</b></p> <p><b>&lt;4/11(土)・4/12(日)販売分&gt; 4/10(金) 9:00～16:00</b></p> <p>※賞味（消費）期限が十分に確保できる場合は、上記日以前の納品を可とする。</p> <p>②各日程における納品数（販売数量）については、協議会と各出品者との間で個別に協議し、上記納品日の概ね2日前までを目安に決定する。</p>

7. 商品の管理	<p>①商品には、販売価格を表示するとともに、食品表示法・計量法・その他の法令等に規定する商品名称・消費期限又は賞味期限・量目・原材料名・製造者（販売者）の住所、氏名等必要な表示を行うこと。</p> <p>②お客様にとって良心的な販売価格と品質保持に努めること。</p> <p>③食中毒の発生リスク防止に努めて商品製造を行うこと。商品納品後における協議会の管理に著しい瑕疵がある場合を除き、協議会は一切、事故の責任を負わない。</p> <p>④その他、保健所等、関係機関の指示に従うこと。</p>																				
8. 応募方法	<p>●「<u>出品希望申出書</u>」の提出 【提出期限：令和8年2月27日（金）】</p> <p>「出品希望申出書」に記入の上、事務局あてにメールにて提出すること。</p> <p>なお、販売スペースおよび設備等の都合上、<u>1事業者1品までの出品</u>とする。</p> <p>（事務局アドレス：kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp）</p>																				
9. 出品費用	<p>●無料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>売上金額</u>（販売単価×売上個数）については、販売期間終了後、5/15（金）までに主催者から各出品者に支払いを行う。</li> <li>・残余分（返品分）は<u>売上金額</u>に含めないものとする。</li> </ul>																				
10. その他出品に当たっての留意事項	<p>①主催者である協議会や福島市保健所等の指示に従うこと。</p> <p>②<u>出品多数の際は、商品ごとに販売日を設定する場合がある。</u></p> <p>③協議会による販売業務に支障がない範囲で、販売ブース内において新商品や店舗に関するチラシ・パンフレット等を設置することを認める。</p> <p>④開設期間の変更は、天候事情や花の開花状況等によりやむを得ない場合であるとしても、お客様の利便性を第一に考え、花見山物産ひろば出店者で構成される「花見山出品者の会」の意見を聴取の上、協議会会長が決定するものとする。</p> <p>⑤天災その他の不可抗力によって花見山物産ひろば及び花見山チャレンジショップが開設不能または継続困難となった場合、中止・中断によって生じた一切の出品者の損害について、協議会は責任を負わないものとする。</p> <p>⑥販売商品に係る事故等については、明らかに協議会が責を負うべきもの以外は、出品者または当事者が負うものとする。</p> <p>⑦当要項に定める事項を遵守しない場合や、「出品希望申出書」の商品内容が『4.商品の要件』に定める水準を著しく下回る場合、出品を認めないことがある。</p> <p>⑧その他、本要項に定めのないことは別途、協議会会長が定める。</p> <p>⑨物産ひろばの過去の実績は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="450 1619 1335 1814"> <thead> <tr> <th>シーズン</th><th>来訪者数※</th><th>出店数</th><th>総売り上げ</th><th>平均売上／社</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年</td><td>77,000人</td><td>5社</td><td>8,416 千円</td><td>1,683 千円</td></tr> <tr> <td>令和6年</td><td>75,000人</td><td>8社</td><td>11,609 千円</td><td>1,451 千円</td></tr> <tr> <td>令和5年</td><td>77,000人</td><td>7社</td><td>9,475 千円</td><td>1,353 千円</td></tr> </tbody> </table> <p>(※)来訪者数の集計期間は各年3月16日～5月6日</p>	シーズン	来訪者数※	出店数	総売り上げ	平均売上／社	令和7年	77,000人	5社	8,416 千円	1,683 千円	令和6年	75,000人	8社	11,609 千円	1,451 千円	令和5年	77,000人	7社	9,475 千円	1,353 千円
シーズン	来訪者数※	出店数	総売り上げ	平均売上／社																	
令和7年	77,000人	5社	8,416 千円	1,683 千円																	
令和6年	75,000人	8社	11,609 千円	1,451 千円																	
令和5年	77,000人	7社	9,475 千円	1,353 千円																	
11. 問い合わせ先	<p>花見山観光振興協議会（事務局：福島市商工観光部観光交流推進室）</p> <p>電話：024（525）3722</p> <p>FAX：024（535）1401</p> <p>メール：kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp</p>																				